

令和4年度第2回 鳥取県議会情報公開審査会会議録

- 1 開催日時 令和4年8月2日（火）午後2時から午後5時まで
- 2 開催場所 第4委員会室（議会棟別館3階）
- 3 出席委員 岸田和久 会長、
尾崎真理子 委員、衣笠克則 委員、
佐藤 匡 委員、米田由起枝 委員
- 4 口頭意見陳述出席者 審査請求人 ○○
- 5 事務局出席者 鳥取県議会事務局 寺口局長、遠藤議事・法務政策課長、
松本参事、山田係長
- 6 会議に付した議題の内容
 - (1) 令和4年諮問第1号について
 - (2) 令和4年諮問第2号について
 - (3) 令和4年諮問第3号について

7 審査請求人による口頭意見陳述の実施

(1) 令和4年諮問第1号について

岸田会長から審査請求人に対して、口頭意見陳述の進行手順が説明された後、令和4年諮問第1号について、審査請求人により次のとおり意見が述べられた。

- ・本件の経緯として、○年○月定例会の議会運営委員会の配付資料をメールで送信してほしいと議会事務局の担当者に依頼したところ、できないと言われたため、仕方なく情報公開請求を行った。当該資料の作成に係る決裁プロセスを含む形で開示を請求したが、決裁プロセスがまったく記載がされていない、いわゆる清書版のみしか開示がされなかった。議会運営委員会という重要な会議の書類を作るに際して、議会事務局内で決裁、稟議をしたことを証する記録が書面ベースで残っているはずであるし、そうであるべきだということで、審査請求を提起した。
- ・処分庁は、決裁とは意思表示を行う事務の処理について最終的に意思決定する行為であり、議会運営委員会の資料は意思表示をするものではないので、決裁は不要と説明されたが、鳥取県文書の管理に関する規程第10条は、意思決定に至る経緯・過程だけではなく、事務や事業の実績を跡付けるために、決裁プロセスというものをきちんと残すべきだと言っている。
- ・処分庁から提出のあった意見書（その1）において、議会運営委員会の配付資料は、あくまでも議会運営委員会の構成員である議員（委員長）が作成するものであって、議会事務局の職員はその作成を補助するものであるということを説明しているが、これは議会事務局の職員が議員に対して文書の管理や作成に係る責任を全て丸投げをしていると私は感じている。
- ・意思決定に至る経緯・過程だけではなく、議会事務局という一つの組織が行った事務・事業の実績を合理的に跡付け、後からでも正当な事務がなされていたことを検証できる

ようにするために、決裁プロセス、少なくとも議会事務局内で関係の稟議の中に加わっている人たちが了解した旨の記録が残っていないければ、その書類がどこから出てきて議員さん側に供されたのか、検証不可能になってしまう。口頭で協議をしたということであっても、その了解済みであるということを何かしらの形で残しておかないと、その文書そのものが正当に作られたということを裏付けることができなくなってしまうので、私はその書類は残っているべきだと思うし、残されていないのはおかしいので、それを開示すべきと考えている。

(2) 令和4年諮問第2号について

続いて、令和4年諮問第2号について、審査請求人により次のとおり意見が述べられた。

- ・まず本件の経緯を説明する。○年○月○日、私が陳情書を電子メールで提出した際、本人確認書類を送信するように議会事務局から言われた。一方で、私の電子メールアドレスは、従前から議会事務局とのメールの送受信を行っていて、以前にも本人確認を行ったものであり、かつ、このたび陳情書を送信した際には、議会事務局から送ってきたメールに対する引用返信の形で送信をした。このように明らかに本人であることに疑いがない場合には、本人確認を簡略化してほしいということ意見を要望として申し上げた。しかし、その意見について、議長や議運にお話いただけましたでしょうか、と電子メールで質問しても、議会事務局からは一切返信がされなかった。そのため、自分の意見がどのように扱われて、どのように決裁がとられたかということを確認するため、やむなく開示請求を行った。本来は、開示請求をしなくてもきちんと答えていただければ問題はなかったと思う。これまでの対応というのは誠実性を欠いていたのではないかと思っている。
- ・このたび私は、県民の声に関する決裁プロセスという開示請求を行ったのであるが、処分庁は、県民の声の対象外であると主張している。しかし、私が送信した意見の内容は、私が提出した甲第2号証と甲第3号証をご覧いただければ分かるように、県民参画協働課に送る必要がないもの、例えば相談機関への相談とか、単純な事業・事務に関する問合せといったものには該当せず、県民の声としての取扱いを行うべきものであったと考える。
- ・議員に対して配付した「県民の声について」という文書が別途存在することは、これまで提出した書面で記載があったとおりであり、県民参画協働課の「県民の声」の対象ではないと言っているにもかかわらず、実際には議会内では県民の意見として挙げられているというのは、齟齬・食い違いが生じている。仮に開示請求の時期と文書作成の時期の問題から、それが今回の請求対象には含まれないということがあっても、後になってそういう文書があるということは、きちんと説明がされてしかるべきだと思っている。ところが、処分庁の弁明書では、その時点では文書が存在したにもかかわらず、そのようなものは知らない、と記載されていた。本来は、情報公開請求者に対して、どういう文書があるということについて適切な教示を行うことが、情報公開制度の適切な運用だと思う。

審査請求人の陳述した意見について、委員から次のとおり質問があり、質疑応答がなされた。

委員) これまでに提出された意見の中で、メール送信の際に電子会議室を使って決裁をとっているはずだということがあったが、そのことについて、簡潔に述べたいことがあればおっしゃっていただきたい。

審査請求人) 電子メールを送信する際の決裁の方法として、文面を印刷したものに上司の決裁を仰ぐか、電子会議室を使うか、二つの方法が考えられ、そうした決裁の過程は記録として残っているべきである。処分庁は、電子会議室を使うかどうかは事案によると説明をしているが、議会事務局が電子会議室を使って決裁を残すパターンと残さないパターンと、基準は何なのか。その基準がないとおかしいと思う。本件では、私は、定型的な質問をしたのではなくて、私の意見を議会運営委員会や議長に伝えていただけたか、本人確認の簡略化について協議をしていただきたいということを申し上げたわけなので、きちんとこういうメールを作って、意見者に対して送信してよろしいか伺います、ということ、たとえ口頭ベースでも伺ったのであれば、了解されたという記録が残っていないとおかしいと思う。

(3) 令和4年諮問第3号について

続いて、令和4年諮問第3号について、審査請求人により次のとおり意見が述べられた。

- ・私が提出した最高裁判例について、本人による開示請求の場合、本人の権利利益の侵害はあり得ないため非開示とする理由はない、というのが判決の核心である。処分庁は、(最高裁判例に出てくる)兵庫県の情報公開条例と鳥取県の情報公開条例とは、性質が異なり問題ないということを主張するが、私は同種のものであると考える。この最高裁判決を読んだときにすごく心がある、血が通った判決だと私は感じた。
- ・鳥取県議会情報公開条例第4条において、公文書の開示を求める権利が十分保障されるようこの条例を解釈又は運用することがうたわれている。一方で、処分庁から提出された平成13年に策定された解釈運用基準は、鳥取県議会に情報公開請求をして情報を知りたいという方に対して、開示請求権を不当に制約しており、条例に違反するものであると考える。上位法は下位法に優先するという原則があって、本来、この解釈や運用というものは、住民の情報公開請求権、憲法上の権利から派生する知る権利というものを、不当に制約しない形でなければならないし、それがこの条例上の理念、立法趣旨でもあるし、要請でもあると思う。
- ・情報公開条例ができてから、他県においても類似の事案が問題になり、最高裁の判決まで出ている。しかし、なぜこれまで鳥取県議会において、個人情報保護に関する条例をつくってこなかったか、立法不作為も大変問題になる事案だと思っており、個人情報保護条例を速やかに制定しなければならないと考えている。

審査請求人の陳述した意見について、委員から次のとおり質問があり、質疑応答がなさ

れた。

委員) 補足をいただければと思うが、処分庁から提出された「鳥取県議会情報公開条例の解釈及び運用」について、何かコメントはあるか。

審査請求人) 先ほども述べたとおり、この解釈及び運用というのは、鳥取県議会情報公開条例第4条で、きちんと情報公開請求権を保障される形で解釈・運用されなければならないと言っているにもかかわらず、矛盾・抵触を生じており、私は条例に違反しているものだと考える。なので、先ほど申し上げた最高裁判例の趣旨に従い、情報公開条例が存在しながら、個人情報保護条例がないという跛行状態において、情報公開請求権という観点からきちんと情報公開をなすべきという理念が私は大切だと思っており、上位法であるところの条例の趣旨というものを踏まえて、判断をいただきたいと考えている。

8 会議の概要

(1) 令和4年諮問第1号について

ア 口頭意見陳述の結果について

審査請求人の陳述した意見について、委員からの質問、意見等はなかった。

イ 答申について

(ア) 事務局から答申書の様式(記載項目)について説明がなされ、審議を行った結果、委員全員一致で、答申書の様式を原案のとおり決定することとされた。

(イ) 答申の方針について、次のとおり意見が交わされた。

委員) 先ほど(審査請求人)さんもおっしゃっていたが、初動の部分の対応が的確ではなかったのではないかという印象を受ける。議会運営委員会のことで、処分庁の考え方は納得できるので、結論としては良いと思う。

委員) そもそも出せる情報がないということなので、開示の判断としては妥当だと思う。ご本人からも話を聞いて、記録の残し方については、県議会としてベストなやり方という観点で、今回の件が参考になる部分があるならば、今後対応すべきこと。

委員) 議会運営委員会の配付資料の準備において、職員の方が作成した文書で、それが事務局の中で組織的に使われるものであれば、基本的には開示するもの。問題は、その書面が残っているか残っていないか。議会事務局において、どういう規定に基づいて、書面を廃棄されていたのか、回答をお願いしたい。

事務局) 鳥取県議会事務局処務規程第10条という文書の保存期間に関する規定があり、「第5類 一時的処理に属する軽易な文書で、1年を超えて保存する必要がないと認められるもの」に該当し、1年未満の保存期間が適用される。本件では、修正がかかったその修正前の文書はその場で不要になるため、この規定により1年未満保存ということで、軽易な文書として廃棄し、データも上書きをするという整理になる。

委員) 審査請求人の意見書第3に、配付資料ごとにこういう文書が存在しているので

はないかというご質問が記載してある。例えば議会日程の案を決定した経緯や議会事務局長や議運の委員長が了解したという何らかの記録があるはずだという主張だが、実務上の取扱いを教えていただけないか。

事務局) 実情を申し上げますと、議会事務局と知事部局の議会担当の財政課の間で日程のすり合わせを行い、議長や議運の委員長などに了解をとって、議会の日程案が固まる。実際に資料を作成するときには、案を作って、細かいところまで齟齬がないか確認をする。

委員) 今回配付資料になっている日程案というのは、委員長には口頭での了解をいただいたということで良いか。

事務局) 電話でお伝えして確認いただくことが通常。

事務局) 議会の日程というのは重要なもので、委員の皆様からしたらそんなことかとお思いかもしれないが、実際には、議会の招集権者は知事で、議会事務局と財政課との間で、知事の日程などを確認して、初日がまず決まる。内実を申せば、ずっと何十年の積み重ねの中で、初日が決まれば何日目に何の行事をするというのは決まっているため、閉会日までの日程は、機械的に決まることになる。なので、初日がいつという話をすれば、議員は、この日に一般質問、この日に代表質問、この日はこんな委員会がある、ということが自動的に分かる形になっている。それを一つのカレンダーにして落とし込んだのが本件の議会日程という資料。

委員) 鳥取県の文書管理規程との関係では、口頭で了解をもらうというのは、どういう関係になるか。

事務局) 案件の見方の違いということはあるかもしれないが、何か重要な判断を積み重ねていって決まるようなものではないので、「軽微」という整理になる。

委員) あくまで決まるのは議会で決まるものなので、その案の資料は軽微なものとして処理をしている、という理解で良いか。

事務局) 良い。

委員) 議会運営委員会の配付資料とは別に、受付印を押した文書は存在するか。

事務局) 本件の資料のうち「議員全員協議会の開催について」という、知事から議長に対して発出される依頼文書については、紙で受領して受付印を押したものは別にある。今回の開示請求は、議会運営委員会の配付資料に係る決裁プロセスという趣旨で、受付印を押した全員協議会の開催依頼の通知は、例えば資料作成に当たって供覧することなどは行わない文書であり、決裁プロセスというものには入らないと認識している。別に存在する受付印を押したものは、議長に対する文書として受け付けて、議員全員協議会に関する資料として保管している。

委員) 議会運営委員会の資料を作る上で要らないものは廃棄していたというご説明があって、一方で、押印があるものが廃棄されずに残されている。手続き的にそれがあえて保管されていることになるが、その点はいかがか。

委員) 保管の意味づけが違うということになると思う。審査請求人は材料を開示するよう言っているんだけど、この文書は材料の材料だから当たらないという認識だ

ったと。

委員) いま出てきている情報を整理すると、基本的には口頭決裁なので文書は残っていないが、何か文書が残っているとすれば、配付した資料の基となった文書は議長が受け取った時に受付印を押しているの、その受付印のある文書は存在する。もともと開示請求の対象が、議会運営委員会の配付資料の作成の決裁過程が分かる文書ということなので、その決裁過程が分かる文書という中に、先ほどの議長が受け取って押印した文書というのが含まれるのか含まれないのか、というところの整理なのかなと。

委員) ご質問等が特にこれ以上なければ、答申の方向性について、個別にご意見をおうかがいしたい。

委員) ご本人のお話をうかがって、意見書も見させてもらって、決定自体は違法でも不当でもない判断できたので、棄却で良いのかなと思う。実際にすべての資料の作成過程を残すかという、それは事務の効率上も問題があると思うので、こういう処分で致し方ないと思う。押印のある文書については、あくまでも材料の材料という位置づけであれば、判断として今回の開示対象の範疇に入れなかったというのも分かる。もしこれを入れてしまった場合、材料の材料がある限り全て開示しないといけないことになってしまうので、ある程度枠をはめないと、どこまで公開して良いかが分からなくなる。今回は直接関係あるものということで処理をされているので、それを尊重しようかなと私は考えた。

委員) 基本的に議会事務局が整理されたことや記録の残し方は、一定の合理性があるものと思う。全て残すに越したことはないようにも思いつつ、実際の事務処理の中では全ての細かい情報までを残すとすると、その管理や作るコストを考えていく、あるいは、いろいろな情報の中で何が重要で何が重要でないかを取捨選択する上でも、ある意味シンプルに物事を進めていくことが重要で、その中で軽微なものに関するデータについてはどんどんそぎ落としていくというのも重要な事務処理プロセスだと思う。審査請求人からは、プロセスは残しておくべき等の主張が入ってくるので、それは一つの意見として尊重すべきものではあると思うが、だからと言って今回の決定に大きな影響を与えるものではないと思う。諮問第1号についてはこのとおりの対応で異論はない。押印のある文書については、さっき〇〇委員が材料の材料とおっしゃったもので、そういうものを今回出したときに、前例として残ってしまうので、これが今後どのような負担を強いることになるかというのが心配なところで、私は想像がつかない部分だが、ちょっと悩んでしまうところ。

委員) 先ほどのご意見で、私も良いと思う。議会運営委員会で当日配ったものは開示しているので、その元の文書に印が押してあるかどうかは別にしても、実際に議会運営委員会のメンバーに諮ったものは出しておられる。それはそれで問題はないと思う。今後はもっとこういう風にした方が良いというようなことは何らかの形で触れておいた方が良いのかなという気もするが、今回の答申の中身を変えるものではないと。

委員) 丁寧さが欠けていたというのが全てにおいて言えることで、門前払い感が強い
というか、全く最初から平行線で、言葉を尽くしても埋められないのかなと感じて
いるが、概ね、この点に関しては皆さんと同意見。

委員) 最後に私だが、口頭で決裁をとっていたということについては、規定上も特に
違和感はなく、それ自体に問題があるとは思わない。ただ、押印された文書につ
いて、今回開示の対象にすべきかどうかについては、私は開示すべきだと考える。
その理由としては、情報公開条例は、原則が開示で非開示はあくまで例外なので、
開示を前提に考えるべき。議論の中で、どこまで出すのか、今後の実務上の問題に
も影響があるのではないかとのご懸念があるが、ある意味それは開示請求の書き方
による部分で、いくらでも対象文書は増えるので、基本的には丁寧に、その趣旨に
沿うものであれば開示するものと思っている。押印がある違う文書があるのであれ
ば、それは開示していただいた方が良くというのが私の意見。

委員) それでは、皆様のご意見をまとめると、4対1で請求を棄却すべきとの諮問理
由は妥当であるという方針での答申になろうかと思うが、よろしいか。

(異議なし)

委員) 答申案の作成について、まずは事務局でたたき台を作成いただき、会長と事前
に摺り合わせをさせていただいて、次回の審査会で皆様にお諮りして答申の案文を
決定するという方針で進めたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

委員) たたき台の作成に当たって、今日の議論を踏まえて、しっかりと議論をしたと
いう形跡を残したいと考えているので、ご留意いただきたい。

(2) 令和4年諮問第2号について

ア 口頭意見陳述の結果について

審査請求人の陳述した意見について、委員からの質問、意見等はなかった。

イ 答申について

答申の方針について、次のとおり意見が交わされた。

委員) 今回の審査請求人の要望について、議会事務局の説明としては、鳥取県議会に
対する参考意見として受け止めたということだが、参考意見というのがどうなのか
なという感じが私はしたのだが、県民の声の対象にしなかった理由をご説明いた
だきたい。

事務局) 当時、陳情書の本人確認の手続きは、定例会ごとに本人確認書類の提示を求
める規定になっており、実情として、陳情書を年に何回も出される方は非常に少な
いということがあって、メールの文面からも、審査請求人自身がこのメールアドレス
を使っていて、私だと分かるんだから簡略化してほしいという要望として、あく
まで一般的な県議会に対する意見というよりは、ご本人の手続きを今回は簡略化で
きませんか、今後1年くらい有効にしてもらえませんか、という個別の対応とし

て、今回は県民の声に登録せずに議会としては参考意見として承ったところ。実際に令和4年4月に規定を改正して、現在は、審査請求人のおっしゃるように、本人確認は1年に1回で良いこととなっている。

委員) 要求に対して誠実に、改正も含めて対応されているが、審査請求人としてはルールは守ってほしいということが根本にはあるのかなと。そういう意味では、県民の声に登録しても良かったのかなと思う。これを附帯意見に書くかどうかについては、文書を開示するかどうかという議論からは脱線しているので、悩むところ。せっかく良いことをされているのにもったいないなという感じがする。

委員) そもそも無視されていたということを先ほどおっしゃっていた。議会事務局としては口頭では誠実に説明をされていたとしても、文章に出さなかったがために今回このようなことになってしまったというところがあるので、ちょっとご面倒でもメールに対してはお答えいただいた方が良いかもしれない。返したという証拠にもなるので。

委員) 審査請求人も本人確認を一議会ごとにするということは分かったうえで、それを変わってくれという要望なので、制度の説明を返されても、例えば県民の声にあげますとか、議会の方に伝えますとか、何らかのレスポンスがないと要望に対する回答とは受け止められていないと思う。

委員) 附帯意見として、メールでの問合せに対しては真摯に答えてくださいというのを入れれば良いと思う。

委員) 私が特に今回不誠実な対応だったと思うのが、「県民の声について」という文書が議員の方に配付されていて、開示請求の段階ではまだそれがなかったという理由で開示しなかったというのは、結論としては了解できるけども、その文書が存在した後の弁明書で不知と回答したり、あたかもそれが存在しないかのような態度をずっととられ続けたというのは、大問題だと私は思っている。情報を開示するように努めることになっているわけなので、当時はなかったが今はこういうのがあるということを積極的に教示するのが本来の姿だと思う。答申によっては、後の対応をもって今回開示すべきとする答申もある。今回、開示すべきという答申にするのか、あくまで開示請求の段階では無かったものだから開示すべきとは言わないけども附帯意見として入れるのか、そこは皆さんで議論いただくことではあるが、少なくとも、運営としてはよろしくなかったことだと思う。

委員) あと、部分開示決定を一旦取り消して、改めて部分開示と不存在決定をされ、それによって審査請求を却下されたということがあって、そのことも良くなかったと審査請求人からご指摘があるが、これが適正な運営だったかどうか私も判断がつかなくて、そのあたりの経緯をご説明いただけないか。

事務局) その経緯については、間違いがあってもいけないので、当時の担当者にもう一度確認させていただきたい。

委員) 念のための確認だが、本件で問題になっているのが県民の声の登録のことと、メールを送る際の発信文書の決裁手続のことがあると思うが、メールについては形

式的なもので特に送る際の形跡を残す必要がなかったということで、処理に係る事案が軽微なものとして、電子会議室の利用もしていなかったという理解で良いか。事務局) 良い。

事務局) もともとホームページで公開しているような内容をご説明するメールだったので、課長の確認をとったうえで送信したものだ。

委員) これ以上のご意見・ご質問はなさそうなので、先ほどと同様に答申の方向性について個別にご意見をうかがいたい。内容としては、県民の声、通常の県民の声と議員に配付した県民の声についての2種類についてのご意見、あと、メール発信についての文書がないかどうかについて。

委員) そもそも発端は何かというと、答えなかったというところ。しかもメールに対して答えなかったということの問題視されているので、その点は今後誠実にお答えするようにしていただきたい。口頭でのやりとりもあったのかもしれないが、文章で返しておいた方が良かったのではないかなと思う。処分としては諮問のとおりで良いが、附帯意見で、もう少し誠実な対応というか、文書での応答をするようにということを加えていただくのが良いと思う。後で作成された文書を遡って公開するかという点に関しては、日にちが区切られているので、遡らずにその時に公開できるものは公開して、できなかったものはできないという考え方で良いと思う。

委員) おそらく県民の声にあげるべきだったかも判断が分かれるし、電子メールの発信についても口頭でということも頷けるところで、そのあたりの処理が誤っていたとは言えないと思う。これ以上出せるものは無いので、本件の結論としては棄却で良い。他の委員さんもおっしゃっていたが、審査請求人からすると、メールを送ったけども対応してもらえなかったと。実際には電話でのやりとりとかいろいろなものが通常ベースである中で、メールについての返信がなかったことでご本人はスルーされた感覚をお持ちで、議会事務局としては説明は尽くしているという認識のずれがあったのだと思う。情報公開って、ちゃんと仕事をしていることを県民の方にお知らせするもので、かつ、そこに信頼を寄せていただくものでもあるということ考えると、請求があったものについて切り出して開示するというのが議論の主になるのだが、関連の情報や、これはこうなんですよというような、もう少しプラスの情報を加えて、しっかり意見は聞いていますと、まだお出しはできないけどもこういう風に考えていてちゃんと受け止めてそれに対応しようとしていますと、そういう姿勢や方向というのを伝えてちゃんと議論をしたという実感を持てれば、お互いにこういう悩むことはなかったのかなと思う。

委員) 私もベストではなかったと思うが、棄却で良いのかなと思う。皆さんのおっしゃるように、最初のタイミングでどうしてもずれてきたということがあって、それから後の対応は、やむを得ないのかなと思う。特に県民の声の対象かどうかは、実際に担当している議会事務局の職員が一番よく分かっているわけで、議会内の対応で足りるものか、それ以上に必要なのかという判断を行うもの。ただそれを、口頭でもかまわないので上司としっかり意思疎通を図って対応していれば問題はない。

委員) 軽微という言葉は何回か使われるが、審査請求人からすると自分は軽微な扱いをされたくないと思っていると。ただ、軽微だという判断を誰がしたのかをすごく知りたがっていらっしやるとすごく感じる。もっと丁寧な対応をしていれば、双方がこんな労力を使うこともなく済ませられたのではないかなと思う。同じような話になるが、納得を得られないかもしれないが、丁寧に説明を繰り返していただきたい。結論は棄却で仕方がないのかなと思うが、そこは附帯意見で丁寧に拾ってあげられたらと思う。

委員) 私も結論としては棄却で良いと思う。理由としては、まず県民の声については、それが正しい判断かどうかは分からないし、もしかするとルールを間違っていたのかもしれないが、県民の声に載せられなかったということは間違いなので、それ自体は開示できないということになるかと思う。次に、議員に配付された文書については、実際に開示請求の後に文書が作成されているようでも、開示請求された時にはそれが存在していなかったということで判断自体は間違っていなかった。ただ、その後に弁明書等であたかもその文書が存在しなかったかのような弁明・答弁を繰り返されているのは、やっぱりちょっと不適切だったのではないのかと思う。答申によっては、開示請求の時にはなかった文書についても、その後の対応を見て、今回の件については開示すべきという答申を出すこともあるようだが、今回は既に文書をお持ちだということなので、結論としては棄却として、附帯意見として、各委員からもあったように、誠実な対応がなされていなかったということは書かせていただきたい。最後に、電子メールの発信について決裁をとられた文書が残っていないという点ですが、これについては送信した内容から、処理に係る事案が軽微なものということで問題はないと思うし、無いものは出せないの、これについては不存在ということで良いと思う。

委員) 本件については大体皆さん意見が一致しているので、第1号と同じように、事務局の方でたたき台を作成いただいて、会長と摺り合わせのうえ、次回の審査会に諮らせていただくという方針で進めたい。

(異議なし)

(3) 令和4年諮問第3号について

ア 口頭意見陳述の結果について

審査請求人の陳述した意見について、次のとおり意見が交わされた。

委員) 審査請求人がおっしゃっているのは、議会の情報公開条例の解釈及び運用に合わせて開示すべきということではなくて、そもそも解釈及び運用が条例の趣旨に反しているので無効で、これを排する形で情報を公開してほしいということで理解すれば良いか。

委員) 私から整理させていただく。今回、開示請求の対象となっているのは、審査請求人本人の情報。情報公開条例では、本人の請求であったとしても個人の情報であれば開示しないという前提で作られているのか、それとも本人の情報であればプラ

イバシーは侵害されないので開示して良いとなっているのか、そこが争いになっていると。これについて、最高裁の判例があり、個人情報保護制度が採用されていない状況の下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、当該個人の上記権利利益を害さないことが請求自体において明らかであるときは、個人に関する情報であることを理由に、請求を拒否することはできない、と言われてしている。なので、原則の考え方としては、個人情報保護制度がない場合、自分の情報であれば情報公開条例で開示しなさいというのが最高裁判例。ただ、例外を最高裁も設けていて、「そのような請求を許さない趣旨の規定を設けている場合等は格別」ということがある。審査請求人も知る権利とおっしゃっていたが、知る権利自体は抽象的な権利で、具体的に法律や条例で根拠が設けられていないと請求する具体的な権利は存在しないと言われてしているもの。今回、情報公開条例が具体的な根拠として、自分の情報を請求する根拠となるかどうかの問題となる。県議会の解釈運用というのを見ると、本人からの開示請求であったとしても開示は認めないとなっている。一方で、審査請求人からすると、情報公開条例の意図したものを超えて勝手に制限しており違法だと主張している。

イ 答申について

答申の方針について、次のとおり意見が交わされた。

委員) 条例を作った議会として、もともと本人による請求を認めない趣旨で条例を作られたのか、それとも議会としてそこまでは考えていなかったが運営に当たって解釈運用通知としてまとめたのか、経緯が分かれば教えていただきたい。

事務局) 条例を定めた時点で、本人による請求に関して議員の間でどういう議論があったかというのは文書として残っているものは確認できていない。そのうえで、この解釈運用というのが、当時の資料として残っていたもの。

委員) 議会のこの条例を作るときには、もしかするとそこまでの議論はされていなかったのかなと思う。そうであれば、条例が本人からの請求であっても開示しないという立法趣旨で作られたのかというのも疑問があり、そもそも、議会の方に個人情報保護条例がないというのも、県民に対してはどうかかなと思っている。当時の資料がないので、条例がどういう意図を持たれて作成されたのかが分からないため悩んでいるが、できることなら、附帯意見で個人情報保護条例は作られるべきというのは入れたいなと思っている。

委員) なかなか難しい問題であるが、先ほどと同じように皆さんの意見もおうかがいしたい。

委員) まず解釈運用が無効かどうかという話は、本審査会の所掌をかなり超えているということもあるし、実際にこれで運用をされているので、それを無効化したときの影響と、明確な根拠もないのにそれを否定することもできないということを考えると、これに基づいて判断せざるを得ない。そうすると、この処分は妥当であった

という結論にならざるを得ない。あとは、審査請求人からの言い分を入れるとしたら、個人情報保護条例の早期策定ということを附帯意見で付け加えるということぐらいにならざるを得ないかなと思う。

委員) この解釈運用から、立法趣旨を審査会はどう判断したのかをどう書けば良いのかというのが相当悩ましい。

委員) 趣旨自体は、分かるものが残っていない。そうすると、推し量ることもできないということになるので、ちょっと厳しいがあるもので書かざるを得ない。審査請求人からすると、そんなことを聞いているんじゃないということになるかもしれないが、この審査会でできるのはそこまでなのかなと思う。

委員) 分からなければ原則に戻るとというのが通常だが、あえて今回は例外というのがすごく書きづらい。

委員) その解釈運用指針なるものが現実に存在しているところ。そうすると、それを否定するだけのものがないと。

委員) 事務局の方で、当時の作成の経緯が何か分かるものがないか、改めて調べてみていただきたい。

委員) 条例自体をどのように組み立てていったかというのと、運用指針がどのような意図で作られたかというのが分かれば。

委員) ○○委員の話聞いていて、私も同意見。解釈運用というのをどの程度重要視すべきなのか、それが作られたプロセスということにかかってくるかと思う。安易にダメ出しをして情報公開条例の趣旨に則って公開すべきと判断できるか。一定程度の意義が解釈運用の中にあるのだから、当面はこれに従って判断するのが妥当だと考えて、あとは附帯意見の中で、個人情報保護条例をつくるということで、その動きを待つことになるのか、どちらかになると思う。

委員) お二人のおっしゃったとおり。どう答えるか正直分からないところで、なかなか難しいが、認めるというか、そういう方向になるのかなと思う。個人情報保護条例の制定というのは、それは当然進めていただければと思う。

委員) これについては、よく分からないというのが正直なところ。

委員) 条例の趣旨の立証ということで考えたら、例外として本人であっても開示をしないという理由にするには今の時点ではかなり厳しいと思っている。本人であれば開示すべきというのが最高裁、心のこもった判決と審査請求人も言われていたが、その心を大事にしたいと考えており、私としては開示すべきだという意見。ただ、最終的に多数決で開示しないということになった場合には、附帯意見の中で、個人情報保護条例を早急につくるべきだということを入れてもらいたいと考えている。

委員) 事務局にもう少し調べてもらい、それを踏まえて、今日の時点では請求棄却との意見が多数なので、その方向での答申を作成していくということが良いか。

(異議なし)

(4) その他

次回の審査会について、9月14日(水)午後2時から開催することと決定した。